

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年3月30日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成22年11月、A所在の会社B（以下「会社」という。）にパートタイム労働者として雇用され、ビル内の会議室等の清掃作業に従事していた。
- 2 請求人の家族によると、平成28年6月7日、請求人が、自宅のソファにもたれかかり失語状態で体も動かさない状態で見つけたところを発見したという。請求人は、同日、C医療機関に救急搬送され、「心原性脳塞栓症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、平成28年6月7日から同月23日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年2月28日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病名及び発症時期

決定書理由に説示するとおり、平成28年6月7日、本件疾病を発症したと認められる。

(2) 本件疾病を含む虚血性心疾患の業務起因性の判断基準

決定書理由に記載の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）のとおりであり、この取扱いは妥当なものであることから、認定基準により以下検討する。

(3) 被災者の労働時間について

監督署長は、決定書理由に説示するとおり、請求人が出勤簿に記載した所定外労働時間数及び会社関係者からの聴取を基に、請求人の労働時間を認定している。この監督署長の認定は妥当である。

(4) 異常な出来事について

本件疾病の発症直前から前日までの間において、被災者が業務上の異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

(5) 短期間の過重業務について

請求人の本件疾病発症前1週間の総労働時間数は37時間00分で、時間外労働数は0時間であるから、決定書理由に説示するとおり、発症直前からおおむね1週間の業務は、特に過重な業務であったとは認められない。

なお、請求人は、過重負荷の評価に当たっては、特に請求人のような高齢者で短時間勤務の者については、当該労働者の所定外労働時間数により過重負荷を評価すべきであると主張しているが、決定書理由に説示するとおり、1日当たり8時間を超えた労働時間を時間外労働として評価する認定基準により判断す

ることは妥当であり、請求人の主張は、採用することができない。

(6) 長期間の過重業務について

被災者の本件疾病発症前1か月間の時間外労働時間数は3時間30分であり、発症前2か月間ないし6か月間の1か月当たりの平均時間外労働時間をみると、最大で発症前5か月間の月平均が11時間18分であるから、業務と発症との関連性が強いと評価される1か月あたりおおむね80時間には達しておらず、本件疾病発症前6か月間において特に過重な業務に従事したものと認められない。

(7) 業務以外の要因（健康状態等）について

請求人は、平成12年頃に大動脈解離の既往があると指摘され、D医療機関において平成20年から高血圧症及び高脂血症の治療を、平成24年から高コレステロール血症の治療を受けていた。

(8) 上記のとおり、被災者の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、被災者に発症した本件疾病は業務上の事由によるものということとはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないことから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月13日